

# 令和8年度予算編成方針

## 1. 現状と基本方針

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」において、日本経済は緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには留意する必要があるとし、物価上昇を上回る「賃上げを起点とした成長型経済」を実現し、国民の所得と経済全体の生産性の向上を目指すこととしている。

持続可能な地方行政基盤の強化については、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、深刻化する人口減少・少子高齢化に対応した自治体の広域連携や多様な主体との連携、デジタル技術の活用を推進するほか、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある税収の偏在、財政力格差の状況を分析し安定的な地方税体系の構築に取り組み、公共事業や施設管理、サービス等の価格転嫁の推進や地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のため、地方の一般財源総額を令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

また、骨太方針2025・2024に基づき、中期的な経済成長の枠組みに沿った編成とし、地方創生2.0やDXの推進、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・子供政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とすることとされている。

当市の財政運営については、物価高騰や賃金の引上げ、デジタル化の推進など、社会情勢の変化に伴い様々な行政経費が増加し、これにより本市の収支にも影響が及ぶ中、病院事業会計においてコロナ禍を機とする受療患者の減少や常勤医派遣の縮小に伴う患者の減少、様々な経費の増嵩に診療報酬改定の水準が追いついておらず、令和6年度決算において6.2億円の資金不足が生じており、財政運営は難しくなることが予測される。

現在、策定中である「第3期 留萌市中期財政計画（R8-R12）」における中期財政見通しの現段階での試算においては、今後も人口減少は進んでいくものの、個人所得の増加などにより市税は緩やかな増加が見込まれる一方、一般行政経費や人件費、他会計等に対する繰出金など、様々な経費において更なる増嵩が予想されており、引き続き、基金を活用して財政需要に対応していく必要があることから、国の動向も注視しながら慎重に財政運営を進めていくことが重要であるとともに、抱

えている行政課題の解決に向けた事業を展開していく上でも、将来の公債費の負担を十分に考慮しながら、地域経済の活性化を図っていく必要がある。

令和8年度予算編成は、明年3月が市長の改選期となるため経常的な経費を中心とした骨格予算編成となるが、引き続き、財政調整基金の繰り入れを要する予算編成となることが見込まれることから、健全かつ持続可能な財政運営を基本として、留萌市応援寄附金や市外からの新たな財源の確保、各事業や施策の検証及び見直しを着実に進め、より一層の収支改善を図るとともに、財政運営が難しくなる中であっても、行政課題の解決に取り組みつつ、「見直し」と「推進」の両立を図ることとする。

## 2. 具体的な予算編成について

### ■ 基本的事項

- ・ 現段階の中期見通しの試算により、経常経費中心の令和8年度骨格予算編成において、2億円を超える財源不足が生じる見込みであることを念頭に、歳入の確保を図るとともに、これまで見直しに踏み切れなかった長年経過している事業や費用対効果の低い事業、老朽化施設の維持管理等について、金銭面での直接的な効果は少なくとも、業務量の縮小につながるなど副次的効果も視野に、全ての事業において改めて検証及び見直しを実施し、事業の優先度や廃止、統合、再構築についての方向性を整理した上で、可能なものから順次、令和8年度予算要求に反映し、より一層の収支改善に努めること。
- ・ 既存事業、新規事業を問わず、事業の目的を達成するための最善の方法は何か、最少の経費で最大の効果を生む方法であるかを十分検討すること。
- ・ 下記の重点政策に則した事業の実施や地方創生2.0、DX、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・子供政策など各分野における国の政策を意識した新たな事業構築等に積極的に取り組むこと。
- ・ DXの推進にあたっては、導入手法、ランニングコスト、導入による業務改善、行政サービス改善などの効果について十分に精査した上で予算要求すること。

- ・ 令和6年度決算及び現年度予算の執行状況に基づく分析・検証を行い、物価高騰に伴う単価増に留意しつつ、事業の評価や実績を踏まえ適正な予算額の計上に努め、年間の財源の見通しを得た上で、歳入歳出について漏洩なく予算要求を行うこと。
- ・ 予算要求については、新規の施策等を除いた骨格予算編成となることから、継続事業及び早期発注が必要な政策的経費の要求にあたっては留意すること。

## ■ 重点政策

令和8年度においては、第6次総合計画、総合戦略など市の方針を示した各計画の主旨を踏まえたうえで、次の項目についても考慮することとする。

- ① 市民の生活力の向上
- ② 稼げる留萌への基盤づくり
- ③ 市民の安心の実現

## ■ 個別事項

### 歳入に関する事項

歳入の計上は、各科目を通じ過大な見積りをする事なく、適正な財源を計上すること。特に、国、道の施策や補助金の見直し等、財政措置の変更について十分注意すること。また、負担の公平という観点から徹底した収納対策の強化を図り、全力で財源の確保に取り組むこと。

特に、非強制徴収公債権や私法上の債権については、債権管理条例に基づき支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行などを行うとともに、債務者の実情に応じ、履行延期の特約や徴収停止などの適切な措置を行い、漫然と時効まで滞納状況を放置することのないようにすること。

### ・ 市税

制度改正、地域経済の情勢等を見極め、税負担の公平を期するための課税客体的確な捕捉を行い、過大、過少にならないよう的確に見積もること。

また、徴収にあたっては、公平性の観点からも収納率の向上に努めるとともに、さまざまな収納対策を講じ、全力で財源の確保に取り組むこと。

### ・ 地方交付税、地方譲与税、その他交付金

国の予算や地方財政計画などの情報を分析し、的確な予算を見積もること。

- ・ **分担金及び負担金、使用料及び手数料**

住民負担の公平と受益者負担の原則から、行政サービスコストを再認識し、現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。

また、収納率が悪化しているものについては、数値目標を立て、達成に向け強制執行等も含め、全力で財源の確保に取り組むこと。

各種受益者負担金は、一般行政経費等の特定財源であり、その歳出予算の執行にあたっては、予算で計上した受益者負担金が全額収納されることが前提であることに留意すること。

- ・ **国、道支出金**

制度改正に十分留意するとともに、既存制度や新制度の積極的な活用について検討し、特定財源の確保に努めるとともに、的確に予算を見積もること。

- ・ **財産収入**

財産の現況を把握し、財産区分の適正化を図るとともに、遊休財産や貸付財産については、計画的に処分すること。また、財産の貸付けにあたっては適正な対価を徴するとともに、料金の見直しが必要と判断したものはその実施に向け取り進めながら、収納率の向上を図ること。

- ・ **寄附金**

留萌市応援寄附金については、魅力的な特産品等のPRの推進を図り、交流人口や販路の拡大により地域経済への波及効果を促しながら、積極的に収入の増加を図ること。

- ・ **繰入金**

毎年度同様の基金運用にとらわれず、各種基金を原資に、基金の目的や寄附者の意思に沿った活用を検討すること。

- ・ **諸収入**

受益者負担の原則に立つものは現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。また、恒常的に雑収入として収納しているものについては、新たに予算科目を設定（決算書に準じる。）し、予算を見積もること。

滞納となっている料金等については、債権管理条例に基づく支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行なども含め、適切な債権管理に努めること。

また、広報誌や封筒、新たな媒体を活用した広告料収入など、歳出予算を確保するための新たな財源も常に検討すること。

## ・ 市債

投資事業の財源とする市債の年度内発行額については、次期中期財政計画における財政規律（基準）を考慮することとし、各事業債の充当率は、本来充当率とするほか、過疎対策事業債（ソフト分）については発行限度額を目安として財源とすること。

### 歳出に関する事項

経費を6分類として予算編成するので留意すること。

また、各施策の検討に当たっては、事務事業評価を十分に検証し、特に新規事業を実施する場合には、各既存事業の廃止や縮小、再構築など選択と集中により効率的な予算計上に努めるとともに、予算流用や不用額が生じないよう的確に見積もること。

分 類	内 容
義務的経費	職員給与費、会計年度任用職員報酬等、扶助費、公債費
一般行政経費	義務的経費、投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費、繰出金等以外の全ての経費 (委員等報酬・一般施策経費・事務的経費・協議会等負担金・施設等維持管理費・車両等維持管理費・その他に分類)
投資的経費	資本形成を目的とした支出(百万円以上の備品購入費、補助金、債務負担行為によるものも含む。)
補助金・助成金等	個人や団体等に交付する現金的給付
臨時的政策経費	単年度若しくは期限が設定されている事務事業に要する経費
繰出金等	特別会計繰出金、一部事務組合負担金等

## ① 義務的経費

### ・ 職員給与費

定員適正化計画を基本とし、実態に即した職員数に国家公務員の給与改定に準じて見積ること。

時間外勤務手当においては、年間の事務事業処理計画を立て、業務効率の向上などにより縮減に努め、本俸の7%相当額の予算計上とする。

- ・ **会計年度任用職員報酬等**

正職員と会計年度任用職員の定数管理を明らかにし、業務内容に則した人員配置とすること。

- ・ **扶助費**

国や道の制度改正に十分留意するとともに、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招かぬよう的確に見積もること。

- ・ **公債費**

長期金利の動向に留意し、的確に見積もること。

一時借入金については、基金残高、金利の動向等を考慮し、的確に見積もること。

## ② 一般行政経費

枠配分による予算要求を原則とする。

近年、物価高騰などの影響により一般行政経費の増加が止まらず、留萌市応援基金の活用により一般財源を確保している状況であることから、各部において前例踏襲の予算とならないよう留意することは元より、仕様の見直しや省力化による経費節減、老朽化が進む施設そのものの存在意義を再検証し、個別施設計画に基づいた必要な修繕を計画的に行うなど、経費圧縮に最大限努めるとともに実績における不用額の状況も考慮した適正な予算要求とすること。

なお、枠配分を超過する場合は、前年度予算との増減、事業効率や効果、今後の方向性の確認を中心に財務課において査定を実施する。

## ③ 投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費

上記3分類については、事務事業評価により優先順位や実施の可否、事業年度、事業費を決定しながら、第6次総合計画に基づき事業展開すること。

投資的経費については、次期中期財政計画の中で設定する財政規律（基準）を考慮した事業予算規模とすること。

補助金・助成金等については「補助金等に関する見直しガイドライン」に基づき、ゼロベースから所管としての必要性や見直し策及び積算根拠を明確にした要求とすること。

臨時的政策経費については、事務事業評価により重点政策に沿った事業を優先し実施することとし、漫然と継続していくことがないように、継続事業の検証と新

規事業の時限設定を徹底すること。

上記3分類における一般財源の総額は、現在策定中の中期財政見通しにおける一般財源の範囲での予算計上とし、実施する事業の見直しを最大限反映しつつ、過疎対策事業債（ソフト分）、留萌市応援基金などの各種基金を財源として事業展開をできることとするが、留萌市応援基金の充当額については、次期中期財政計画における繰入額を目安とすること。（収支に大きな影響が生じる場合を除く。）

#### ④ 繰出金等

特別会計繰出金及び一部事務組合負担金に係る一般行政経費に見合う経費についても改めて検証及び見直しを実施し見積もること。

なお、新規の負担が発生する場合は、初期投資等だけで判断するのではなく、運営及び維持管理におけるコスト等についても十分に精査し、最善の実施方法によりの確に見積もること。

#### 特別会計及び企業会計等に関する事項

特別会計においては、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

企業会計においても「独立採算」の基本原則のもと、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

一部事務組合においても、収支の改善及び安定化を図り、構成団体からの負担金の縮小に最大限努めること。

また、各会計職員の令和8年4月1日予算定員については、定員適正化計画などに沿った人員配置を基本とし、一般会計との連携を図ること。

なお、サービスの拡大や新たな政策的事業の展開など、一般会計の負担額に大きな影響が生じる事業については、事業内容・事業費等について事前協議を行い、安易に一般会計に財源補てん目的の繰出しを求めないよう、収支への影響など十分検討するとともに、新たな資金不足が発生しないよう経営の健全化に全力で取り組むこと。